

農業経営継承相談先(お問い合わせ一覧)

くまもと農業経営継承支援センター

一般社団法人熊本県農業会議 農政・担い手対策課(主たる事務局)

熊本市中央区水前寺6丁目18-1(県庁本館9階) ☎096-384-3333 FAX:096-385-1468

熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課(担い手支援班)

熊本市中央区水前寺6丁目18-1(県庁本館9階) ☎096-333-2432 FAX:096-382-6934

公益財団法人熊本県農業公社 新規就農支援センター

熊本市中央区水前寺6丁目18-1(県庁本館10階) ☎096-385-2679 FAX:096-213-1239

熊本農業協同組合中央会 農政・営農支援センター

熊本市中央区南千反畑町2-3 ☎096-328-1025 FAX:096-328-1031

熊本県内各地域の農業経営継承相談窓口

県央広域本部 農業普及・振興課	熊本市中央区水前寺6-18-1防災センター4F	☎096-333-2778
宇城地域振興局 農業普及・振興課	宇城市松橋町久具400-1	☎0964-32-0351
上益城地域振興局 農業普及・振興課	上益城郡御船町大字辺田見396-1	☎096-282-3010
県北広域本部 農業普及・振興課	菊池市隈府1272-10	☎0968-25-4279
玉名地域振興局 農業普及・振興課	玉名市岩崎1004-1	☎0968-74-2135
鹿本地域振興局 農業普及・振興課	山鹿市山鹿1026-3	☎0968-44-2118
阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	阿蘇市一の宮町宮地2402	☎0967-22-0622
県南広域本部 農業普及・振興課	八代市西片町1660	☎0965-33-3479
芦北地域振興局 農業普及・振興課	葦北郡芦北町大字芦北2670	☎0966-82-5194
球磨地域振興局 農業普及・振興課	人吉市西間下町86-1	☎0966-24-4117
天草広域本部 農業普及・振興課	天草市今釜新町3530	☎0969-22-4262

※または、お住いの市町村、農業委員会、JAにお問い合わせください

くまもと農業経営継承支援センター <<(一社)熊本県農業会議内>>

熊本市中央区水前寺6丁目18-1(県庁本館9階)

TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

E-Mail:43ninaite@nca.or.jp

くまもとの農業の継承支援事業

右記二次元コードリンクのホームページで
情報を公開しています。

公開データベース
(移譲者一覧)



まってるモン



© 2010熊本県くまモン

未来へ繋ぐ経営継承

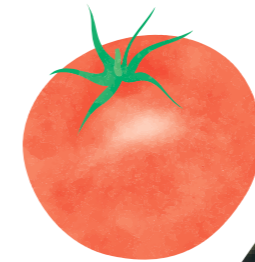
熊本県の農家の皆さまへ

経営継承 についての お悩みごとは ありませんか？



農業経営を継承するためには、後継者を育成し、
移譲者と後継者で計画的に進める必要があります。

熊本県では、既に後継者がいる方の継承支援、後継者不在の方には、
第三者(親族外)とのマッチング支援等を行っています。



くまもと農業経営継承支援センターは、熊本県内の農業の経営継承を支援します。

経営継承の類型

農家の「経営継承」とは、農地や施設・機械等の「有形資産」と、技術・経営ノウハウ・人脈等の「無形資産」を次世代の後継者（継承希望者）に引き継ぐことです。
経営継承は大きく分けて、下記2通りの継承パターンがあります。

親子間、親族内継承

親族に継承すること。親族内継承には、現在の経営者の子どもが後継者となるケースの他、孫や甥、娘婿が後継者となるケースもあります。

特徴

- 後継者を早期に決定することで準備や移譲を計画的、効率的に進められる。
- 初期投資を抑えた営農の継続が可能

留意点

- 移譲する経営の実態を示したうえで、後継者本人の意向を明確に確認すること。
- 相続人が複数いる場合、後継者の決定や事業用資産を集中的に移譲することに対して、確認や対応の工夫が必要。
- 後継者の就農に対する意欲向上や経営能力を育成する対策が必要。

第三者（親族外）継承

第三者（親族外）へ継承すること。身近なところに後継者候補がない場合などに検討され、外部人材に現在の経営を継承する方法です。

特徴

- 広く後継者候補を求めることができる。
- 一定の対価支払いにより初期投資を抑えて営農を継続できる。

留意点

- 希望条件（後継者の経営理念、従業員の継続雇用、売却価格等）を満たす必要がある。
- 周囲の関係者の理解や協力などを得る必要がある。

✓ 経営継承の準備段階セルフチェック

以下の項目は、円滑な経営継承のために準備する必要があります。現状でどれだけの準備が進んでいるか、セルフチェックしてみましょう。



円滑な経営継承のために考える必要のある事項		すでに考えている	まだ考えていない
1	経営継承を含めた中長期的（5～10年）な経営計画	✓	✓
2	継承すべき資産の把握	✓	✓
3	後継者（候補）の選定	✓	✓
4	後継者の育成方法	✓	✓
5	代表権・経営権・販売名義の移行時期	✓	✓
6	財産や負債	✓	✓
7	親族、従業員、取引先など関係者の理解	✓	✓
8	1～7について後継者との情報共有	✓	✓

〈セルフチェックの結果を踏まえて〉

「すでに考えている」にチェック → 今、考えている内容を具体的な計画に落とし込んでみましょう！

「まだ考えていない」にチェック → 具体的にどのような準備を進める必要があるのか相談してみましょう！

経営継承の準備から実行まで

経営継承については、経営者と後継者による話し合いを準備から実行まで何度も行う必要があるため、時間を要することが多く、計画的に進めていくことが重要です。

準備段階

1. 経営継承の重要性の理解と決断

2. 経営状況・資産の把握（見える化）

経営の沿革、経営理念、将来像の明確化、事業計画、資産と負債（事業用）の確認、顧客情報などから現状を把握します。

3. 後継者の選定・育成

親子間、親族内や第三者（親族外）に後継者候補がいるか、後継者候補の能力・適性、継承する意志の確認、第三者の場合は家族等の了解を得ること。



計画段階

4. 経営継承計画の策定

経営継承は経営上の重要課題であることから、早期に中長期の視点で経営継承の時期や具体的な対策を盛り込んだ「経営継承計画シート」を策定します。「経営継承計画シート」には、設備・機械等の資産の継承とともに、目に見えない資産を継承することを念頭に置いて、後継者にどのような仕事をどのような順序・方法で任せるのか、関係者の理解醸成や人間関係の構築などをどのようにするのか、具体的に記載します。

実行段階

5. 経営継承計画の実行

定期的にチェックを行い、計画通りに進行していない場合は、原因と対策を考えます。



経営継承完了

6. 更なる経営発展へ!!

まずは

添付の「申込書」を提出して

くまもと農業経営継承支援センターへ相談してみましょう!